

○議長 横尾 武志君

11 番、益田議員の一般質問を許します。益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

こんにちは。11 番、益田美恵子、一般質問をいたします。

まず初めに、消費税引き上げに伴う臨時的措置についてお尋ねいたします。

今年の 4 月から消費税率が 5% から 8% に引き上げられます。消費税が 3% 引き上げられることに伴って、所得が低いほど影響が大きくなる逆進性があるため、その負担を緩和するために実施されるのが臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金だと聞いております。

初めに、臨時福祉給付金とは何なのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

臨時福祉給付金についてお答えいたします。

消費税の引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置として、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的、臨時的な措置として総額約 3,000 億円の給付措置を行うものです。

給付額については、所得の少ない家計ほど生活に必要不可欠な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、消費税率の引き上げによる 1 年半分の食料品の支出額の増額分を参考に、給付対象者 1 人につき 1 万円の支給となります。消費税が 8% である期間を対象に暫定的、臨時的な措置として行うため、1 年半分を 1 回の手続で支給をいたします。

また、加算措置として、平成 26 年 4 月から消費税率引き上げに加え、同月の年金の特例水準解消等を考慮し、給付対象者のうち老齢基礎年金受給者や障害者基礎年金受給者、遺族基礎年金受給者等について、1 人につき 5,000 円を加算するものです。

ただし、加算措置の対象となる年金手当等を複数受給している場合であっても、加算額は対象者 1 人につき 5,000 円となります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

この年金受給者の場合において、加算率は対象者 1 人につき 5,000 円とありますので、対象者が例えば 2 人いるとすれば 1 万円と考えてよろしいのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

そういう形になります。1 人に対しての金額になりますので、2 人いれば 2 人分という形になるかと思えます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

それでは、2 番目の子育て世帯臨時特例給付金とは、についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

子育て世帯臨時特例給付金について答弁させていただきます。

本年 4 月から消費税率が 8 %へ引き上げられますが、子育て世帯への影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として行われるもので、対象児童 1 人につき 1 万円が支給されます。これは全額国庫負担でございます。

なお、対象児童は、平成 26 年 1 月分の児童手当の対象となる児童が基本ですが、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者などは対象外でございます。

本町では、対象者は大体 1,600 人以内というふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

支給対象者は、今、わかりましたが、支給の対象とならない児童というのはあり得るのでしょうか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

支給の対象とならない児童というのは、基本的には基準日というのが平成 26 年 1 月 1 日なんですけども、これ以後亡くなられた方、それから、日本国籍を失った方、それから中国残留邦人等の法律等々ありまして、基本的には日本に住民票というか、日本国籍を有しなくなった方々は、基準日以降は支給の対象にならないというのがあります。

それと、別途、法律に基づいて支給されている方々についても支給対象外ということで、ちょ

平成 26 年第 1 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

っとこれはたくさんございまして、ここでは説明を省略させていただきたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

この子育て世帯臨時特例給付金の中で、生活保護の被保護者等は対象外ということに、今回、国の方針としてなっておりますが、生活保護受給者の方には何らかの手当てがあるのか、その点についてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これは、臨時福祉給付金と同様なんですけども、生活保護の被保護者の方々につきましては、本年 4 月の消費増税による負担額の影響分をもう織り込んで、生活扶助基準額の改定を行うことが予定されておまして、本制度は対象外というふうになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、こういった国の制度として給付されるわけですが、芦屋町に交付される事務費というものはあるのでしょうか。あれば、用途はどのようにするのか、お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

子育て世帯臨時特例給付金に関しましては、大体 190 万円国庫負担で事務費が来る予定になっております。

これに関しましては、交付事務、そういったものに充てるために臨時職員の雇用、それから、必要な消耗文具、郵便料などに充当する予定としております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、上記制度の対象者把握はどうするのでしょうか。この 1 と 2 についてお尋ねいたし

平成 26 年第 1 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

ます。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

臨時福祉給付金につきましては、支給対象者については基準日を平成 26 年 1 月 1 日時点で芦屋町の住民基本台帳に記載されている者、外国人も含みます。

2 点目として、平成 26 年度分の町民税均等割が課税されていない者、ただし、町民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等及び生活保護制度内で対応される被保護者等を除いた者が対象となります。

支給対象者は約 5,800 人程度と見込んでおります。加算措置の対象者を約 5,000 人と想定しております。

支給対象につきましては、税務課の課税状況が確認しないと把握することができません。そのため、支給対象に該当すると思われる方につきましては、6 月中旬以降税務課の発送する納税通知書の中に、福祉給付に関するチラシを同封する方向で税務課と調整をしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

子育て世帯臨時特例給付金に関しましては、支給対象者の方は平成 26 年の 1 月 1 日基準日における平成 26 年 1 月分の児童手当の受給者で、平成 26 年度の住民税の均等割が課税され、平成 25 年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方ということになります。まず対象者につきましては。

それから、支給対象者の把握に関しましては、公務員でない方につきましては、福祉課の通常業務において児童手当支給対象者を把握しております。公務員の方につきましては、それぞれ勤務されている官庁から児童手当受給証明書が発行されるため、申請していただくことで、全ての対象者を把握できます。

最終的には、平成 25 年分の所得が確定した後、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者を除き、福祉課で対象者リストを作成するというふうな準備をしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

平成 26 年第 1 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

それでは、臨時福祉給付金のほうですけれども、年金給付対象者のうち老齢基礎年金受給者、障害者基礎年金、遺族基礎年金受給者の方々の把握というのは、どのようにされるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

今言われました老齢年金受給者や障害者基礎年金、遺族者等につきましては、この受給している者のデータを日本年金機構から提供を受けるという形になっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

そうなりますと、年金機構からデータをいただくわけですけれども、4月は支給がありますので、6月ぐらいのデータがもとになるのでしょうか、4月のほうのデータがもとになるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

まだデータ等のほうが来ておりませんので、4月になるのか、6月になるのか、ちょっとわかりませんが、最新のデータをいただいて、それと突合していくという形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、それぞれ1、2について、その周知及び支給方法はどのようなものなのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

周知及び支給方法につきましてご説明いたします。

住民の周知につきましては、5月、6月の広報紙に折り込みチラシ、町のホームページ及び自治区の回覧等を考えております。

申請期間につきましては、7月から9月までの3カ月間を予定しております。

平成 26 年第 1 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

申請方法につきましては、窓口及び郵送を考えております。

申請の受付としましては、まず申請書を町に提出していただき、町はその申請者の課税状況や加算措置などがあるのかを審査し、その審査結果に基づいて町から申請者へ支給もしくは不支給の決定通知を行い、その通知後、各指定された預金口座のほうに振り込みするという形で考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

子育て世帯臨時特例給付金に関しまして、まず周知方法ですが、国は5月から広報を開始することになっておりますので、同時期に広報あしや、及び町のホームページで周知を図っていくことを予定しております。

別に5月末に福祉課のほうで福祉手当現況届のお知らせを対象者全てに郵送する際に、子育て世帯臨時特例給付金を周知するチラシもあわせて郵送していく予定です。

なお、広報あしやなどを利用した周知につきましては、地域づくり課で取り扱う臨時福祉給付金と調整を行いながら、住民の皆さんにわかりやすく行っていきたいというふうに考えております。

次に、申請に関しまして、子育て世帯臨時特例給付金は申請主義が原則となっておりますので、住民の皆さんから書類を提出していただくことが必要でございます。福祉課では、毎年6月中旬から児童手当の現況届を福祉課に提出していただいておりますので、そのときに給付金の申請をしていただくことを予定しております。

なお、申請期間は受け付け開始から、制度によって原則3カ月というふうな決まりになっております。

支給については、今の制度設計では、必要な書類審査を行った後、原則としまして申請日の翌月に振り込みをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

この3カ月間の中での申請をしていくわけですから、大変漏れがないようにということで国も苦慮しているわけです。で、全ての対象者に確実にその支給できるのかというのが懸念されるところなんです、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

基本的には、非課税というか、税金がかかっていない方という形になりますので、まずは、先ほど申し上げましたとおり、納税通知書の中に入れて途中で周知を図っていきたいということが第 1。

それと、広報周知を確実にやっていく。区の回覧、もしくは、あと高齢者世帯になりますと民生児童委員さん等も協力をいただいた中で、対象者になり得る方については町のほうに申請に来ていただくと。地域づくり課としましては、税務の情報、課税、非課税というのを私どもは持っておりませんので、申請をしていただいて、そこで調査をかけさせていただくという形になりますので、わからなければ、今回、地域づくり課のほうは臨時福祉給付金になりますので、そちらのほうに来ていただければ、対応したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

1 点目は、先ほど申しました現況届を出していただくときに、確実に書いていただくということが、これがもう大部分ではないかと思えます。

受け付け開始後も広報を行っていくことが重要であるし、そういう考え方でおります。

ただ、対象者からは申請期間内に届け出がない場合とか、それとか、書類の不備によって訂正がされない場合、こういった場合は、国のほうでは受給を辞退したものとみなささいということになりますので、支給ができないというようにはなっています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

子育て世帯臨時特例給付金につきましては、児童手当の受給者ということに対象になりますので、わりかし今までいただいている方、特別に何かない限りにおいては、現況届は今までどおりに出されれば、それに従ってということがあり得るわけですが、特例の臨時福祉給付金のほうがちょっと大変かなと。今、課長が申されましたように、申請があつて、それから調査ということになるとおっしゃっていました。このことが一番国も懸念してる所なんです。

それで、国会の質問の中でも、課税状況を把握できるような体制づくりをしてるということな

んです、国は。だから、税務課とよく連携をとりあってやっていただく。申請があつて初めてじゃなくて、その前にできるものがあれば、調べていただくということも可能ではないかなと。国はそのことが一番心配になって、それを取りつけているわけですから、何らかの対応策を考えていただければと思います。

申請主義ですから、心配されるのが、やっぱり高齢者の方です。年金受給者の方、先ほども町のホームページとかありましたけれども、私もホームページを見たこともありませんし、見れませんし、何人の方が見れるかなという問題点。それから、自治区での回覧板とかは加入者のみしか伝わらないんですね。未加入の方が半分は浜口のほうでもおられます。では、その方たちにもどのようにして徹底していくかと。先ほど、課長も、民生委員さんをお願いをしてと。私もそのようにやっぱり思いました。民生委員さんのお力をおかりしながら、家庭訪問される折に申請についての声かけをしていただくとか、そういった対策を講じてほしいなど、このように思います。

とにかく大変な作業ではございましょうけれども、漏れのないように全部の方にそのお金が支給できるような体制づくりで努力をしていただきたいと思います。

次に行かせていただきます。2番の学校のICT化についてでございます。

平成26年度の町長の施政方針の中でも、重点施策の1点目に教育、ICT化の取り組みを上げておられました。

「教育力日本一を目指すため、学校のICT環境の整備、児童生徒の情報活用能力の育成や、学習意欲の向上、ICTを活用した授業の推進のため、小中学校情報教育推進事業に着手します」とありました。本当に芦屋の子どもは芦屋で育てるというキャッチフレーズのもとに、今、本当に教育関係、行政も挙げて一生懸命取り組んでいただいております。

その中で、真新しいものでありますので、私も全くわかりません。そこで、お尋ねしたく、きょうやっているわけですが、1番目に、児童生徒の情報活用能力の育成、ICTを活用した授業の推進とありますが、具体的な取り組みはどのようなものでしょうか、お尋ねします。

**○議長 横尾 武志君**

学校教育課長。

**○学校教育課長 岡本 正美君**

情報化の時代に、子どもたちにどのような力をつけることが必要かという観点から、1つは情報収集能力、2つは情報選択能力、3つは情報活用能力だろうと考えます。

情報収集能力と情報選択能力は、子どもたちの周辺には多くの情報が飛び交っています。今必要な情報は何か、それは、どのようにすれば集められるのかといった問題です。このレベルでは、確かな学力、心の教育、殊に道徳や特別活動などを通じて正しい判断力、行動力を養う必要があり、現在のさわやかプロジェクトを推進していきます。

平成 26 年第 1 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

次に、情報活用能力ですが、小学校段階では、さまざまな方法で文字や画像などの情報を収集し、調査、比較することを身につけさせます。

中学校段階では、①小学校で身につけた基礎的な操作に関する知識を深めるとともに、課題を解決するために、みずから効果的な情報手段を選んで、必要な情報を収集します。②さまざまな情報源から収集した情報を比較し、必要とする情報や信頼できる情報を選びとらせます。③ I C Tを用いた情報処理の工夫や伝わりやすい表現等の情報発信技術を身につけさせます。

特別支援学級では、発達障害の状態や特性等に応じて I C Tを活用することにより、各教科や自立活動等の指導において、その効果を高めます。

以上のような取り組みを、計画的、継続的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

今からの取り組みですから大変なことだろうと思いますが、それでは、2点目に、平成26年度学校情報教育導入事業計画の策定とあるが、どのように取り組もうとされているのか、よろしくをお願いします。どうする事業なのか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

情報化の進展及び社会の変化に対応するため、児童生徒の情報活用能力を育成する情報教育は、学校の教育活動全体を通じて系統的に推進する必要があります。

具体的には、児童生徒がコンピューターや情報通信ネットワーク等の情報手段になれ親しみ、さらに、これらの活用を通じて主体的、積極的に活用できるよう、学習活動の充実を図ります。これこそが教育の I C T化だと思います。

そこで、教育 I C T化に向けては、①環境整備、教育用コンピューター、電子黒板、実物投影機、無線 LAN 整備、インターネット接続費用、教員の公務用コンピューターなど、②学習用ソフト、③ I C T支援員等の、いわば 3 点セットが必要です。

そうした中、今回、芦屋町では、平成 26 年度から事業計画の策定に取り組んでいきます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

平成 26 年第 1 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

3 番、平成 27 年度以降の年度別計画と最終整備目標年度の想定は。また、総事業費ほどの程度想定しておられるのか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

現時点では、はっきりした内容はありません。今後、十分に検討した中で事業計画を策定し、段階による環境整備等を行っていくことになります。

関連機器も日々進歩しているため、当事業計画の策定後にしか総事業費を出すことはできないと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

4 番、見込まれる効果は、また、検証はどのようにして行うのか。タブレット、今は電子黒板がありますけれども、この点についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

期待される効果は、①学習内容をわかりやすく説明できる。教材を大きく投影し、拡大、強調して焦点化できます。②子どもの状況を把握しながら指導ができる。手元で子どもの画面を確認し、考え方やつまづきを把握できます。③試行錯誤しながら思考を深める活動ができる。教材への書き込み、書き直しが容易に行えます。④それぞれの考え方を共有し、発表、討論ができる。学習者用端末の画面を提示し、発表内容を学級全体で共有できます。

検証については、何よりも授業が変わる。すなわち、教師の指導方法が大きく変わることが予想されます。また、教師や保護者へのアンケートや、子どもにとってはこれらの活用で基礎、基本の学力と、それを使って活用し考える力がつくことを期待しています。

したがって、学力調査の平均正答率の向上及び、情報モラルや情報ルールの学習をあわせて行っていく予定ですので、正しい情報発信能力が高まり、生徒指導上の問題行動の数値等が検証の一つと考えています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

5 番、現在配置している電子黒板はどのように使用されているのか。

電子黒板におきましては、国会におきまして公明党も進めてきた立場でございます。現在、各校に 1 台ずつあるのか、どのように使用されているのか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

まず、使用についてお答えします。

教科指導では、外国語活動として単語の学習を絵で表示、発音練習のための口元を表示するなどしています。体育では体の動きの確認など、調べ学習では調査したものを表示する。特別支援教育では図形や問題の表示、総合的な学習においては調査などに使用しています。

なお、電子黒板につきましては、各学校 1 台ずつ整備しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

各学校に 1 台ずつあるということございまして、全てが利用されていると考えてよろしいんでしょうかね。

6 番、電子黒板で授業ができる教員は、各学校に何名程度おられるのか。全教師数と実数。なかなか先生方もお忙しいわけですから、それを研修がないと恐らくは習得できないと思うんです。それを教えていくために、何人の先生方が研修を受けられて、実質教えられる先生が何名いらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

町内小中学校合計で 96 名の教員数です。自信を持って使える教師は 39 名で、割合で 40.6%になります。

なお、研修につきましては、電子黒板を導入した初期の段階で業者を通じて研修を 1 回行い、ある程度なれた先生方がわからない先生に伝えていくというような研修体制をとっています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

7番、タブレットが使用できる教員は各学校に何名程度おられるのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

各学校別にお答えします。山鹿小学校10名、芦屋小学校9名、東小学校8名、中学校7名、合計34名。35.4%となっています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

8番、教員対象のICT研修を実施して、しっかり取り組んでいただきたいと思うわけですが、その取り組みと計画はどのようになっているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

学校におけるICT環境を整備し、情報教育を推進するためには、ICT支援員が必要です。ICT支援員の役割は、導入段階から運用安定期において役割が変化し、導入段階では、授業準備、授業の運営支援、授業後の説明、教材作成支援など、運用安定期では、効率的な支援、ICT環境の改善など、創意工夫や提案を求められる業務などを行うこととなります。

武雄市の話では、タブレットが正常に動かない、起動しないなどのトラブルが必ずあり、常時ICT支援員が必要とのことでした。また、支援員は専門性を発揮する中で、どのようなソフトが必要なのか。いわゆるコンテンツを教師と一緒に作成することも可能とのことでした。

このため、①教師にはタブレットの操作技術に習熟する研修を、②教材作成に関しては、市販のソフトを参考にした支援員の指導による研修を、この段階では、授業での活用のイメージができていますので、校内研修、公開授業研究など、あらゆる機会を活用して研修を深めることにしています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

8項目にわたっていろいろご回答がありましたが、最終的に、やはりタブレット、電子黒板を

平成 26 年第 1 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

学校で導入することについては、ICT 支援員が必要である。やはり私は 1 学校に 1 名というふうに思いたいんですけども、ICT 支援員が最低何名ぐらい必要だと思われますか、現場においては。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

これは、機器の数等にもよるんでしょうが、現段階におきましては、事業計画の中で必要人数を出していくという考えを持っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

これだけの授業が行われるわけですので、授業についていけない子ども、また、ついていけない子どもと差が出ないような努力をしてほしいと思うわけですけども、この点についての配慮は考えていらっしゃいますか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

ICT 教育におきまして、先生方が普段は教室をぐるぐる回って、子どもたちがどの程度理解しているかという把握をしていました。この電子黒板、タブレットとか、そういったものを活用することによって、先生が各子どもたちの考え方、そういった分を把握でき、教室を回らなくても、ああ、この子どもはこれほど理解しているんだなというような判断ができます。その中で、この子にはどういった指導をしていけばよいか。この子にはどういった指導が必要なのか、そういった判断ができるものと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

今、議員おっしゃいましたように、本当に一人一人の子どもたちにきっちりした学力をつけることは当然のことですし、この情報端末を使うことは、その一つの方法だろうというふうに私も思っております。

今、課長が申しましたのは、いわゆる期間重視という形の中での指導ができるわけですけども、

平成 26 年第 1 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

子どもたちは、今、発達障害という子どもたちもいます。特別支援教育でこの情報端末機が非常に成果が上がっているというデータもあるわけですが、その発達障害という特別支援の関係の子どもたちは、やっぱり非常に困っている、著しく困っているわけですが、じゃ、その子どもたちが困っているんですが、じゃ、ほかの子は困ってないかという、困りぐあいが強いのか、弱いだけの差でありまして、みんなやっぱり困っている子がたくさんいます。

その子どもたちに的確に対応するのは、やはりその子どもたちがどのような力があって、今どこに困り感があるのかと、そこらは、この授業を進める中で、今、課長が申しましたように、瞬時に答えが手元でわかる。また、電子黒板に実は出ているんです。

それを見る中で、じゃ、この子に何がいいか。また、そのソフトの中でも、段階的ないわゆる学習ソフトが入っている、入れようと思っています。入っていますから、その子に応じた学習ができていく。結果として、ある目的に到達していく。そういうことが可能だというふうに思っておりますので、これはぜひやっていきたいなと思っていますし、それにつきましては、まだまだ、今、先生がおっしゃいますように、先生方がまだ習熟しておりません。教員の質をどう高めていくかという、これはもう本当の喫緊の課題だと思いますが、この整備状況とあわせて、教員の研修を並行してやっていこうというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

議員さんの中には、私たちにも購入してほしい、練習させてほしいというご意見が出ておりました。

芦屋の子どもは芦屋で育てるを基本姿勢にされているわけですが、子どもたちに確かな学力と豊かな心が身につくよう取り組んでまいりますという町長の施政方針でもあります。

大分の豊後高田市の教育改革の中で、教育のまちをスローガンに掲げる「学びの21世紀塾」が注目を最近集めているようです。同県内の市町村23位で最下位、県内の試験をやったときに23の中で22番目レベルにあった学力テストの成績が、8年連続最上位と飛躍をしているそうでございます。

その学校の教育課長が言われるのには、市長の「本気になれば全てが変わる」を合言葉に、行政も学校現場も本気になって取り組んだ、その熱意が子どもたちに伝わったのではと語っておられるそうでございます。一致団結ということでございましょうが、最後に、町長が情報教育推進事業に着手された思いについてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

8 項目にわたりましてご質問されて、答弁は出尽くしたと思っておるわけですが、まずは、この子どもたちに対する情報化教育というのは、もう避けて通れない。どちらかというともう国のほうがおくれておるといのが、もうこれ現実であるわけですが、もう少し国がこのことに対して早く着手しなければならないのではないかと、私は思っておるわけですが。

民間ベースの、商業ベースのほうでスマホ、タブレットがどんどん市場に出回って、もう子どもたちが使っておるといのは現実でございます。

そういう中にありまして、いろんな、我々は今、教育のほうで学習能力向上ということも第一なんです、いろんな子どもたちが、それに、商業ベースのほうに巻き込まれて、犯罪に巻き込まれる。それから、自分で知らなくても、例えば親が買い与えて、知らないうちに被害者になるというふうな、いろんなスマホ、タブレットに関しては、予想もしない事件、事故が起こっておるわけでございます。

まずは、正しい使い方、これをまず教えるというのが大事なのではないかと私は思っておるわけでございます。

今、全国施行者協議会の会長をさせていただいておりますが、いろんな形の中で、東京に平均したら、昨年で月 2 回ほど出張させていただくわけですが、とにかく東京に行ったら、もう誰もかれもが電車に乗るとみんなスマホを扱ってる。飛行機に乗れば、タブレットを、サラリーマン、いろんな方がそういうのを使っておるということで、これはいち早く子どもたちにこの情報教育を正しい使い方、そして、これを使った教育をして、学力向上等々をしなくちゃならないなと思ったわけでございます。

教育日本一の町を目指そうというスローガンを掲げております。これも定住化の中のたくさんある中の、これも一つの芦屋に来れば教育がすばらしいよと、こういう教育もやっているよというようなことをアピールしたいなと思っておるわけですが、まだまだ紆余曲折はございます。やはり何と言っても、財源の問題でございます。これはもう日進月歩で機種も変わったり、いろんなソフトも変わっております。そのうち国もいろんな形で補助金等々を出してくれるのではないかと期待しております。

それには、まず導入するためのいろんな前段の計画をまずやっておかないと、さあ、決まりましたよじゃ、もう遅いですから、準備万端整って、すぐスタートできるように。

それと、まず手始めに幾つか、各学校に何台かずつとか、教育長が言われましたように、特別支援の学級のほうにまずとりあえず、それから各学校、それから一番大事なのは、お話に出まし

平成 26 年第 1 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

たように、教える側です。誰が教えるのか、教え切らない先生がたくさんいらっしゃる。もう年代間の相違というか、もう我々はちょっと手がつけられない。先生方でも 20 代の先生、30 代の先生は使っているけど、やっぱり 40 から上の先生というのは、なかなかなじみが薄いんじゃないかと思っております。しかし、40、50 にしても先生でございますので、きっちり子どもたちに教えてもらわなくちゃいけませんので、まず先生の教育が真っ先かなと思っております。

そういうことで、今から事業計画を策定いたしますので、それができた暁には、議員の皆さん方にもご説明申し上げ、また、導入につきましてはいろんなご理解を賜らなければならないと思っておりますので、その節はよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

私も教育は最も大事なことだと思っております。家庭教育、学校教育、社会教育。数年前でございますが、浅川中学が東筑高校に入学する率が大変多いというお話が、ちょっとずっと流れた経緯がありました。その時期は、やはり移転したいという声があって、現実に移転された方もありました。

だから、やはり芦屋は入り込んでいますので、どうしても交通費の問題等もあって、そういったこともあったかとは思いますが、やはり教育力日本一ということを目指して、あらゆる施策をとっていただくことは大変喜ばしいことかなと思っております。

最後になりますが、3 番の砂像イベントについてお尋ねいたします。

再開しようと計画している新たな砂像イベントの構想について、場所、時期、以前の砂浜の美術展との違いはどうか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

再開しようと計画している新たな砂像イベントの構想について、お答えいたします。

現時点では、実行委員会を立ち上げて、決定していくこととなりますので、あくまでも素案ということでご説明をしたいと思います。

場所につきましては、芦屋町の海浜公園のアクアシアの西側の芝生広場を予定しております。ただし、現在のスペースでは狭隘なため、既存のフェンス等の移設を行い、横幅を現在の 25 メーターから 50 メーター程度に拡張するよう考えております。

時期につきましては、11 月の 1 日から 12 月の 25 日までの 55 日間としております。

平成 26 年第 1 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

以前の砂浜の美術展との違いにつきましては、夏場の 5 日間やっていたものを、今回、5 5 日間という形の中で、砂像の展示を中心とし、展示期間を 2 カ月間見学できるような形で行う予定としております。

また、砂像、砂浜の美術展で行ってございました夜のイベントやレーザーショー、花火の打ち上げ等派手な演出等につきましては、現在のところは考えておりません。ゆっくりと、製作した砂像を見学してもらう方向で検討をしているという状況にあります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

2 番目、砂像芸術家による作品とありますが、メイン砂像など見せる工夫も考慮されているのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

制作につきましては、メイン砂像 1 基は、日本の砂像彫刻の第一人者である彫刻家に制作を依頼する予定としております。サブ砂像の 5 基は、日本砂像連盟に依頼し、レベルの高い作品を制作し、作品の展示のみで集客を図れるよう考えております。

また、メイン砂像につきましては、長期間になりますので、大型テントを設置し、テント内での展示とするようにしております。期間中の 11 月の 28 日から 12 月の 25 日までの間で、ライトアップをするというふうな形で予定をしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

制作について、日本砂像彫刻の第一人者である彫刻家に制作依頼とあります。そのほか、制作についての一般の参加の出展というのはあるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

一般と各種団体等につきまして、10 基程度という形の中で制作をしていただきたいというふうに思っております。合計で、メイン、サブ、あとそういう形の一般参加を含めた中で、全体で

平成 26 年第 1 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

16 基程度、今年度は制作をするという形の中で計画を予定をしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

それでは、3 番、受け皿となる実行委員会をいつごろ立ち上げ、どのようなメンバー構成になるのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

実行委員会につきましては、各種団体からの推薦や一般の公募という形で考えております。人数や組織体制につきましては、現在職員のプロジェクトチームを設置し、その中で検討していきたいというふうに考えております。

人数的なところについて、詳細はまだ決定はしておりません。委員みんなで協力してできるようなメンバー構成としたいというふうに考えております。

で、一般公募も行いますので、立ち上げにつきましては4月の下旬以降になるのではないかと  
いうふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

空白期間が数年間ありますので、せっかくお金をかけてやるわけですから、観光の目玉となれるような位置づけをもって頑張っていたいただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で益田議員の一般質問が終わりました。